

普通預金規定

つくば総合口座取引規定

つくばキャッシュカード規定

つくば生体認証付

ICキャッシュカード特約

つくばデビットカード取引規定

Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定

お客さまへ

このたびは、筑波銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

普通預金、総合口座、キャッシュカード、生体認証付 I C キャッシュカード、デビットカードのお取引、Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定は、次の規定によりお取扱いいたしますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

（各種規定の記載順序）

普通預金規定	1
<つくば>総合口座取引規定	10
<つくば>キャッシュカード規定	24
<つくば>生体認証付 I C キャッシュカード特約	33
<つくば>デビットカード取引規定	36
Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定	40

普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

ただし、払戻しを当店に限定するときは、書面により当行に届出てください。

2. (証券類の受入れ)

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。

なお、当店以外の店舗では、小切手、配当金領収証以外の証券類の受入れはいたしません。

(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

(1) 証券類を受入店で取立、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。

その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢の変化に応じて変更します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された個人のお客さま名義の通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された個人のお客さま名義の通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この個人のお客さま名義の通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された個人のお客さま名義の通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ② 個人のお客さま名義の通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された個人のお客さま名義の通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

(8) 本条の規定は、法人のお客さま名義の通帳には適用されません。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当行本支店のいずれかの店舗に申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に、解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前条に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を

負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (5) 前3・4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (現金自動預入支払機の利用)

この通帳により現金自動預入支払機(以下「預金機」という。)を使用して、この預金に預入れる場合は、預金機に通帳および現金を挿入して操作してください。預金機が現金の確認をしたうえで受入れの手続きをします。

以 上

【重大な過失または過失となりうる場合】

1. (預金者の重大な過失となりうる場合)

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 預金者が他人に通帳を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1)および(2)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注)上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

2. (預金者の過失となりうる場合)

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合

- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上

つくば総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、つくば総合口座として利用すること(以下「この取引」という。)ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、利息分割定期預金および変動金利定期預金および複利型定期預金(じゆう)(以下これらを「定期預金」という。)
 - ③ 国債等公共債(以下「国債等」という。)の保護預りおよび振替決済口座への受入れ
 - ④ 第2号の定期預金または第3号の国債等を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲等)

- (1) 普通預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。)ができます。ただし、払戻しを当店に限定するときは、書面により当行に届出てください。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、利息分割定期預金、変動金利定期預金および複利型定期預金(じゆう)の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預金および国債等の利金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除く。)、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、初回を除き、当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。また当行本支店のどこの店舗でも解約、書替継続ができます。ただし、解約、書替継続を当店に限定するときは、書面により当行に届出てください。
- (3) 国債等の預入れ、引出し、振替えまたは保護預り・振替決済口座への受入れの解約等は当店のみで取扱います。

3. (証券類等の受入れ)

- (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
なお、当店以外の店舗では、小切手、配当金領収証以外の証券類の受入れはいたしません。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず所定の金額記載欄の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受入れ)

- (1) 普通預金には、為替による振込金を受入れます。
- (2) 普通預金への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 普通預金に証券類を受入れたときは、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、普通預金については、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳記載の最長預入期限

に期日指定定期預金に自動的に継続します。

- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当行本支店いずれかの店舗に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当行本支店いずれかの店舗に申出てください。

7. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。
この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

8. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、普通預金に組入れます。
なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

9. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求(特約による各種預金口座への振替支払を含みます。)または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金お

よび国債等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。

(2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」という。)は、次の第1号の金額と第2号の金額の合計額とします。

① この取引の定期預金の合計額の90% (1,000円未満は切捨てます。)または500万円のうちいずれか少ない金額。

② この取引の国債等のうち利付国債、政府保証債、地方債についてはその額面合計額の80%と割引国債についてはその額面合計額の60%との合計額、または300万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債等の額面額に乗じる割合は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に掲示し、それにより貸越金が新極度額をこえることとなるときは、当行からの請求がありしだい直ちに新極度額をこえる金額に見合う国債等を担保に差入れるか、または、新極度額をこえる金額を支払ってください。

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第11条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

10. (貸越金の担保)

(1) この取引に定期預金または国債等があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

① この取引の定期預金には、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

②〔例示1〕

この取引の国債等は、その種類ごとに次の金額を限度とし、かつ前条第2項第2号の金額を担保するに足りるまで貸越金の担保として差入れられ、その国債等(その国債等が混蔵保管の方法により寄託されている場合にはその共有持分権その他いっさいの権利)は担保としてその引渡しを受けます。

A	割引国債を担保とする場合	500万円
B	利付国債を担保とする場合	375万円
C	政府保証債を担保とする場合	375万円

〔例示2〕

この取引の国債等は、そのすべてについて貸越金の担保として差入れられ、その国債等(その国債等が混蔵保管の方法により寄託されている場合にはその共有持分権その他いっさいの権利)は担保としてその引渡しを受けます。ただし、当行が債権保全上支障ないと判断した場合には、国債等の担保のうち一部または全部の解除に応じます。

- (2) この取引に定期預金等または国債等があるときは、後記第11条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。
- ① 定期預金を担保とする貸越利率と国債等を担保とする貸越利率が同一の場合には定期預金を担保とします。
 - ② 貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
 - ③ 国債等が数種ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合にはお預り番号の若い順とします。
 - A 割引国債
 - B 利付国債
 - C 政府保証債
 - D 地方債
- (3)① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項第1号により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 貸越金の担保となっている国債等について、引出し、振替え、買取り、償還または(仮)差押があった場合には、前条第2項第2号により算出される金額については、引出し、振替え、買取り、償還または(仮)差押にかかる国債等の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ③ 前各号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払い

があるまで前号の(仮)差押にかかる国債等についての担保権は引続き存続するものとします。

11. (貸越金利息等)

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - D 利息分割定期預金を貸越金の担保とする場合
その利息分割定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - E 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - F 複利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その複利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - G 国債等を貸越金の担保とする場合
店頭掲示の「利率のご案内」記載の貸越利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約、国債等の全部の引出し、振替え、買取りまたは償還により、定期預金および国債等のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 国債等を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化によ

り変更することがあります。

この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。

- (3) 国債等保護預りの口座管理手数料は、担保差入後も引続き支払ってください。
- (4) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年15%（年365日の日割計算）とします。

12. (国債等の償還金等の受入れ)

この取引の国債等の償還金および利金の支払いがある場合に貸越残高があるときは、保護預り規定兼振替決済口座管理規定(国債等公共債)にかかわらず、当行がこれを受けとり、この取引の普通預金へ入金します。また、この取引の国債等の買取代金の支払いがある場合に貸越残高があるときも同様とします。

13. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行本支店いずれかの店舗に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に
お届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負い
ません。

15. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

16. (盗難通帳による払戻し等)

(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失があることを当行が証明した場

合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
- B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
- C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

17. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき

- ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第11条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

18. (反社会的勢力との取引拒絶)

この普通預金口座は、第19条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第19条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの普通預金口座の開設をお断りするものとします。

19. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金または国債等の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行し、国債等の残高があるときは別途に保護預り兼振替決済口座証書(通帳)を発行します。
- ただし、通帳に国債等の記載がない場合は、普通預金口座の解約については、当店以外の当行本支店にもお申出いただくことができます。
- (2) 第17条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの普通預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの普通預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所あてに発信した時に解約されたものとします。
- ① 普通預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

- ② 普通預金口座の預金者が第21条第1項に違反した場合
- ③ 普通預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの普通預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの普通預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用

を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

- (5) 普通預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は普通預金口座を停止し、または預金者に通知することにより普通預金を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合も同様にできるものとします。
- (6) 前3項により、普通預金口座が解約され残高がある場合、または普通預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。なお、通帳に定期預金の記載があるときの取扱いは前1項と同様とします。

20. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② この取引の国債等(個人向け国債は除きます。)については、事前に通知することなく、これを一般に適当と認められる方法、時期、価額等によって処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることのできるものとします。
 - ③ 前号によるほか、事前に通知の上、一般に適当と認められる価額、時期等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、この国債等(個人向け国債は除きます。)を取得することもできるものとします。
 - ④ この取引の個人向け国債については、事前に通知することなく、中途換金請求があったものとして取扱い、その代金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることのできるものとします。
 - ⑤ 前各号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

21. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。ただし、振替決済口座に受け入れ国債等については、この限りではありません。
- (2) 前項本文の場合において、当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

22. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金が、第10条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金が増額されることとなる場合は、増額される金額を優先して貸越金に充当することとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利

率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

〈つくば〉キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

つくばキャッシュカード(以下「カード」という。)は、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関(以下「預入提携銀行」という。)の現金自動預入機(現金自動預入支払機を含む。以下「預金機」という。)を使用して普通預金(総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。)または貯蓄預金(以下これらを「預金」という。)に預入れる場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携銀行」という。)の現金自動支払機(現金自動預入支払機を含む。以下「支払機」という。)を使用して預金を払戻す場合。
- (3) 当行所定の預金機を使用して預金の払戻金額を他の預金等に振替える場合。
- (4) 当行所定の振込機能付現金自動預入支払機(以下「振込機」という。)を使用して預金の払戻金額を振込む場合。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金を預入れるときは、預金機にカード(または通帳)を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 当行の預金機による預入れは、預金機の機種により当行が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの現金の預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲とします。
- (3) 預入提携銀行の預金機を使用して預金を預入れる場合、1回あたりの預入れはその預入提携銀行が定めた金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機にカード(または、カードおよび通帳)を挿入し、届出の暗証と金額をボタン等により操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提

出は必要ありません。

- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により1千円または1万円単位とします。
- (3) 当行の支払機を使用して預金を払戻す場合、1回あたりの払戻しは、当行が定めた金額の範囲内とし、1日あたりの払戻しは、当行(またはお客さま)が定めた金額の範囲内とします。
- (4) 支払提携銀行の支払機を使用して預金を払戻す場合、1回あたりの払戻しはその支払提携銀行が定めた金額の範囲内とし、1日あたりの払戻しは、当行(またはお客さま)が定めた金額の範囲内とします。
- (5) 支払機により払戻す場合に、払戻金額と第6条第2項および第3項の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときはその払戻しはできません。

4. (預金機による振替え)

- (1) 預金機を使用して払戻金額を他の預金等に振替える(以下「振替え」という。)ときは、預金機にカードおよび振替先口座の通帳を挿入し届出の暗証と振替金額等を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、払戻口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 預金機により振替えるとき、1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行が定めた範囲内とします。

5. (振込機による振込み)

- (1) 振込機を使用して払戻金額を振込む(以下「振込み」という。)ときは、振込機にカードを挿入し、届出の暗証と振込金額等を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、払戻口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 振込機により振込む場合に、払戻金額と第6条第4項の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは振込むことができません。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 預入提携銀行の預金機を使用して預金を預入れる場合に、預入提携銀行が所定の手数料を定めているときは、預入提携銀行に對

し手数料を支払ってください。

この手数料は、預金の預入れ時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落しのうえ、当行から預入提携銀行に支払います。

- (2) 当行の支払機を使用して預金を払戻す場合は、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の手数料を支払ってください。

この手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。

- (3) 支払提携銀行の支払機を使用して預金を払戻す場合に、支払提携銀行が所定の手数料を定めているときは、支払提携銀行に対し手数料を支払ってください。

この手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落しのうえ、当行から支払提携銀行に支払います。

- (4) 振込機を使用して振込む場合は、当行所定の振込手数料を支払ってください。

この振込手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで払戻口座から自動的に引落します。

7. (代理人による預金の預入れおよび払戻)

- (1) 代理人(本人の家族に限ります。)による預金の預入れおよび払戻し(振替えまたは振込みのための払戻しを含む。)をする場合は、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

- (2) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

8. (預金機、支払機、振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカード(または通帳)により預金を預入れることができます。なお、預入提携銀行の窓口では、この取扱いはしません。

- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、支払提携銀行の窓口では、この取扱いはしません。

- (3) 停電、故障等により預金機による振替えまたは振込機による振込みができないときは、前項により当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻したうえ、窓口で、当行所定の手続により振替えまたは振込みを行ってください。
- (4) 第2項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

9. (カードによる預入れ、払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額(振替えまたは振込みのため払戻した金額を含む。)および手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機で使用されたときまたは当行本支店の窓口へ提出されたときに行います。

10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、当行所定の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 個人のお客さま名義の偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗

証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

(2) 本条の規定は、法人のお客さま名義のカードには適用されません。

12. (盗難カードによる払戻し等)

(1) 個人のお客さま名義のカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前項2の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失で

あり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

(5) 本条の規定は、法人のお客さま名義のカードには適用されません。

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

14. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15. (預金機、支払機、振込機への誤入力等)

預金機、支払機、振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、預入提携銀行の預金機を使用した場合の預入提携銀行の責任および支払提携銀行の支払機を使用した場合の支払提携銀行の責任についても同様とします。

16. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却

してください。

- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。

この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- ① 第17条に定める規定に違反した場合
- ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
- ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、次の当行規定により取扱います。

普通預金規定
総合口座取引規定
貯蓄預金規定
当座勘定規定
定期預金規定
積立式定期預金規定
ローンカード規定
振込明細帳利用規定
振込規定

以 上

【重大な過失または過失となりうる場合】

1. (本人の重大な過失となりうる場合)

本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 本人が他人に暗証を知らせた場合
- (2) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合

- (3) 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

2. (本人の過失となりうる場合)

本人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 次の①または②に該当する場合
 - ① 当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車のナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ① 暗証の管理
 - ア. 当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車のナンバーを暗証にしていた場合
 - イ. 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合
 - ② キャッシュカードの管理
 - ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人

の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

イ. 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなど
キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上

<つくば>生体認証付ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

生体認証付ICキャッシュカード(以下「生体ICカード」という。)とは、本人の生体情報(指静脈パターン)を登録することが可能なICチップを搭載したキャッシュカードをいい、この特約は、生体ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

この特約は、「つくばキャッシュカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。

2. (生体認証)

- (1) 生体認証とは、生体ICカードのICチップに登録した生体情報を用いて、当行との取引について、利用者本人であることを確認する認証方式のことをいいます。
- (2) 生体情報は、当行所定の機器あるいは、当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等(以下「提携銀行」という。)の現金自動支払機(自動預金入金支払機および振込機能付自動預金入金支払機を含む。以下「支払機」という。)のうち、当行と同一の認証方式の生体認証に対応している支払機により、当該利用者の生体情報を照合することにより認証します。

3. (生体情報の登録等)

- (1) 生体情報の登録は、お客さまの任意であり、生体情報を登録していない生体ICカードは、ICチップで取引できるキャッシュカードとして利用可能です。
- (2) 生体情報の登録は、当行本支店の窓口において、当行所定の書面による届出および当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行所定の方法で本人であることを確認した場合、当行所定の機器により行います。

なお、生体情報は、生体ICカードのICチップ内のみに保管し、当行は一切保有しません。
- (3) 生体情報の削除は、当行本支店の窓口において、当行所定の書面による届出および当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行所定の方法で本人であることを確認した場合、当行所定の機器に

より行います。

- (4) 再発行等により新しい生体 I C カードが発行された場合、従来の生体 I C カードに登録してあった生体情報は新しい生体 I C カードに引継がれませんので、必要に応じ、あらためて生体情報を登録してください。

4. (生体 I C カードの利用)

- (1) 生体 I C カードは、以下の支払機で利用できます。
 - ① 当行の生体認証対応の支払機
 - ② 提携銀行の当行と同一認証方式の生体認証対応の支払機
 - ③ 提携銀行の I C 対応の支払機(当行の認証方式以外の生体認証対応の支払機を含む。)
 - ④ 上記以外の当行および提携銀行の支払機
- (2) 生体情報を登録してある生体 I C カードで上記①および②の支払機により払戻し、振込、届出事項の変更、その他当行所定の取引(以下「払戻し等」という。)を行う場合は、生体情報の照合により、その同一性が確認され、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、I C チップによる払戻し等を行います。(以下「生体認証取引」という。)

ただし、提携銀行によっては、生体情報の照合を行わない場合があります。

- (3) 生体情報を登録してある生体 I C カードで上記③の支払機により払戻し等を行う場合、および生体情報を登録していない生体 I C カード(以下「I C カード」という。)で上記①～③の支払機により払戻し等を行う場合は、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、I C チップによる払戻し等を行います。(以下「I C 認証取引」という。)
- (4) 生体情報を登録してある生体 I C カードおよび I C カードで上記④の支払機により払戻し等を行う場合は、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、磁気ストライプによる払戻し等を行います。(以下「磁気ストライプ取引」という。)

5. (1日あたりの取引限度額)

- (1) 「生体認証取引」、「I C 認証取引」、「磁気ストライプ取引」における 1 口座 1 日あたりの取引限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。取引限度額は、当行所定の方法により当行所定の範囲内

で変更できます。

- (2) 提携銀行の支払機を利用した「生体認証取引」、「IC認証取引」の場合、提携銀行から当行へ提供される情報によっては、「磁気ストライプ取引」の限度額が適用される場合があります。
- (3) 通常の磁気ストライプのみのカード(以下「旧カード」という。)から生体ICカードへ切替する場合、旧カードのお客さまが個別に設定してあった取引限度額は生体ICカードへ引継がれませんので、必要に応じ、あらためて取引限度額を設定してください。

6. (障害時の対応)

当行所定の機器等に障害が生じた場合、その他当行がやむを得ないと認める相当の事由がある場合は、「生体認証取引」および「IC認証取引」等を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、生じた損害について、当行は責任を負いません。

7. 代理人によるカードの利用

- (1) 代理人のために発行された生体ICカード(以下「代理人カード」という。)には、代理人の生体情報を登録することができます。
- (2) 代理人の生体情報の登録は、当行本支店の窓口において、当行所定の方法により行います。
- (3) 代理人カードの利用については、本特約を適用します。

8. (発行手数料)

生体ICカードの発行については、当行所定の手数料をいただきます。

以 上

つくばデビットカード取引規定

1. (適用範囲)

- (1) 次の各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」という。)に対して、つくばデビットカード(当行が、つくばキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち、当行所定の申込手続を行った普通預金(総合口座取引の普通預金を含む。)その他当行所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」という。)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」という。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」という。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」という。)から預金の引落とし(総合口座取引規定等にもとづく当座貸越による引落としを含む。)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」という。)については、この規定により取扱います。
- ① 日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」という。)所定の加盟店規約(以下「規約」という。)を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である—または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」という。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」という。)
 - ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人
 - ③ 規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人
- (2) 預金口座に代理人のカードが発行されている場合は、代理人のカードによりデビットカード取引をする場合についてもこの規定が適用されます。

2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、本人がカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」という。)に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したう加盟店をしてカードを端末機に読み取

らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、本人が瑞末機にカードの暗証を入力してください。

なお、暗証を入力する際には、カードの暗証を第三者(加盟店の従業員を含む。)に見られないように注意してください。

- (2) 瑞末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - ③ 購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ① 1日あたりのカードの利用金額(つくばキャッシュカード規定による預金の払戻金額を含む。)が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証を誤って端末機に入力した場合
 - ③ カード(磁気ストライプの電磁的記録を含む。)が破損している場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3. (利用停止等)

- (1) カードによるデビットカード取引をご希望されない場合には、当行所定の方法によりデビットカード取引停止の手続を行ってください。

この手続を行ったときは、当行は預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 代理人のカードが発行されている場合、本人から前項による手続がされたときは、代理人のカードについてもこの手続がされたものとします。

4. (デビットカード取引契約等)

第2条第1項により暗証の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」という。)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (預金の復元等)

(1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含む)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含む。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含む。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。

(2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。

加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、本人がカードを端末機に読み取らせるか、または加盟店にカードを引渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。

(3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。

(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証を入力したためデ

ビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

6. (暗証照合等)

デビットカード取引において、当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえ、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この取引が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。

7. (規定の準用等)

この規定に定めのない事項については、つくばキャッシュカード規定およびつくばバンクカード会員規定ならびにつくばローンカード規定により取扱います。

8. (規定の変更)

- (1) この規定の内容および関係規定の内容については変更することがあります。その場合、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとします。
- (2) この規定の内容を変更する場合、変更内容を店頭等に掲示します。

以 上

Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定

1. (適用範囲)

- (1) 「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」(以下「本サービス」という。)は、当行所定の収納機関(以下「収納機関」という。)、もしくは当該収納機関から委託を受けた法人等(以下「収納受託法人」という。)の窓口に対して、当行預金者が本人名義のキャッシュカード(以下「カード」という。)を後記2.(1)の方法により提示して、後記3の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取扱います。
- (2) 収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」という。)所定の収納機関規約を承認の上、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約にもとづく預金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人等をいいます。
- (3) 本サービスは、当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できるものとします。
- (4) 本サービスは、カードの発行されている預金口座(以下「当該口座」という。)の預金者に限り利用することができます。

2. (利用方法等)

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は収納機関もしくは収納受託法人より本人確認を受けたいうえで、窓口を設置された本サービスに係る機能を備えた端末機(以下「端末機」という。)の画面表示等の操作手順に従い、カードを端末機に読取らせ、第三者(収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ端末機にカードの暗証番号と必要項目を入力してください。
- (2) 本サービスの取扱いは、当行所定の利用時間内とします。但し、収納機関の利用時間により、当行所定の利用時間であっても利用できない場合があります。
- (3) 以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはでき

ません。

- ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ②収納企業から購入する商品または提供を受ける役務等が、収納企業が預金口座振替による支払を受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
 - ③本規定に反して利用された場合
- (4) 以下の各号に該当する場合、当該カードを本サービスに利用することはできません。
- ①当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ②カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- (5) 本サービスご利用の際には、収納機関もしくは収納受託法人から、端末機により印字された口座振替契約確認書を必ず受領し、申込内容をご確認ください。

3. (預金口座振替契約等)

前記2. (1)により暗証番号の入力が行われ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立すると共に、預金者・当行間で次の契約(以下「預金口座振替契約」という。)が成立するものとします。

- (1) 収納機関から当行に都度請求される請求書等記載金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引落しのうえ収納機関に支払うことができるものとします。
- (2) 当行は、普通預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしに、前号の引落しを行いません。
- (3) 収納機関の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額(総合口座取引による貸越を含みます。)を超えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれかを引落すかは当行の任意とします。
- (4) 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当てる契約者

番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。

4. (預金口座振替契約の取消および解約)

- (1) 前記3にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約を取消する場合には、預金者は本サービスの申込を行った収納機関もしくは収納受託法人より本人確認を受けたうえで、自らカードを端末機に読み取らせ、カードの暗証番号と必要項目を第三者(収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら端末機に入力して、預金口座振替契約の取消依頼電文を送信してください。当行が当該取消依頼電文を受信した場合に限り、当行は預金口座振替契約の取消を行います。なお、端末機から預金口座振替契約の取消依頼電文を送信できないときは預金口座振替契約の取消はできません。
- (2) 前記(1)において、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約の取消ができない場合には、当行にお届出の印鑑を持参のうえ当行本支店にて所定の取消手続を行なってください。(当日以外はカードによる取消はできません。)
- (3) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金者に通知することなく預金口座振替契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。
- (4) 口座振替契約の解約手続を行う前に収納機関より送付された請求書は、前記3により預金口座振替契約が成立したものとして取扱います。

5. (本サービスの停止)

本サービスは、当行所定の方式により当行本支店へ申し出ることにより停止することができます。当行は、この申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負わないものとします。また停止した後に再開する場合も、同様に届け出てください。

6. (免責事項)

- (1) 次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
 - ②当行または共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - ③収納機関の責めに帰すべき事由があったとき
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をした上は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

7. (規定の変更)

この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、あらかじめ変更の内容および取扱いの期日を店頭表示、その他相当の方法で公表し、その期日の到来と共に変更規定が発効するものとするお取扱いをさせていただきます。

8. (規定の準用)

この規定の定めのない事項については、つくばキャッシュカード規定等により取扱います。

以 上

